

井原医師会居宅介護支援事業 重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業についての相談窓口

電話 0866-65-1030 (営業時間内)
担当 高橋 尚

* ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 井原医師会居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	井原医師会居宅介護支援事業所
所在地	井原市井原町181-5
介護保険事業所番号	3370700043
居宅介護支援事業を提供する通常地域	井原市

(2) 職員体制

管理者 : 高橋 尚
介護支援専門員人数 : 常勤 1名 非常勤 1名
勤務時間 : 午前8時30分 ~ 午後5時30分

(3) 営業時間

月～金 午前9時 ~ 午後5時

* 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆は休みます。

お盆 8月13日 ~ 8月15日

年末年始 12月29日 ~ 1月 3日

3. 事業の目的及び居宅介護支援提供の方針

(1) 事業の目的

ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法の理念に基づき適切な指定居宅介護支援を提供することを事業の目的とします。

(2) 居宅介護支援提供の方針

①居宅介護支援の提供に当たっては懇切丁寧に行い、個人個人に適した居宅サービス計画作りを行います。

②ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

③ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。また、ご利用者の求めにより、サービス事業者を複数紹介するとともに、居宅サービス計画に位置付ける理由をご説明いたします。ご希望の方には、サービス事業者の紹介率をお知らせします。その上でご利用者にサービス事業者を決めていただきます。

④事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。

4. 業務内容及び提供方法

(1) 課題分析の実施

ご利用者の居宅等を訪問しご利用者・ご家族に面接して、ご利用者の日常生活上の能力、すでに受けているサービス、介護者の状況、環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握（アセスメント）します。

(2) 居宅サービス計画(ケアプラン)原案の作成

ご利用者のご希望・アセスメント結果にもとづき、ご家族の希望・地域のサービス提供体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せを検討し、サービスの目標・達成時期、内容・利用料等を記載した居宅サービス計画原案を作成します。尚、医療系のサービスを位置づける場合やその他必要な場合には利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、居宅サービス計画に医療系のサービスを位置付ける場合は、主治の医師等の指示のある場合に限り、居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重し居宅サービス計画の作成を行います。また、被保険者証に認定審査会の意見の記載がある場合には、その内容を計画に反映させます。

(3) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

原則として、サービス担当者会議により、ご利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案について専門的見地からの意見をもとめます（やむをえない理由がある場合は、照会等により意見をもとめます）。

(4) 居宅サービス計画の説明・同意及び交付

居宅サービス計画原案に位置付けたサービスの種類・内容・利用料等についてご利用者及びそのご家族に説明し、文書により同意をいただきます。同意をいただいた居宅サービス計画を利用者・担当者・主治医に交付します。

(5) 居宅サービスの実施状況等の把握及び評価

計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて計画の変更や事業者等との連絡調整等を行います。

(6) 介護保険施設との連携

ご利用者が介護保険施設への入院、入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の支援をいたします。なお、介護保険施設等から退院又は退所なさる場合も依頼があればあらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

(7) 事務手続きの代行

ご利用者からの依頼により、介護保険利用に要する事務手続きの代行を行います。

(8) 介護支援専門員

事業所は、介護支援専門員にこの業務を担当させます。介護支援専門員の変更も可能です。ご希望の方はお申し出ください。介護支援専門員は、各種研修会に参加し、自己研鑽いたしてまいります。尚、担当介護支援専門員につきましては、事業所の都合により変更させていただく場合がございますことをあらかじめご了承下さい。

5. 利用料金

(1) 利用料

①事業所が提供する居宅介護支援利用料の額は別紙厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとします。なお、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

②介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は、一旦1カ月あたり、告示上の報酬額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

通常の実施地域（井原市）にお住まいの方は無料です。

通常の実施地域（井原市）以外で、サービス提供を行なう場合は、訪問1回につき自動車利用往復で、下記の交通費を徴収します。

通常の実施地域を越えた地点から片道10km未満は500円、片道10km以上は750円とします。但し、矢掛町は100円とします。

(3) 解約料

サービス料月の途中でご利用者のご都合により、居宅介護支援事業所の変更(解約)をされた場合は解約料をいただきます。なお解約日は、解約を文書で意思表示された日になります。

解約日が、月初めから15日までの場合は、告示上の報酬額の半額、16日から月末までの場合は全額とします。

6. 秘密の保持

事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また従業員でなくなった後もこれを守ります。この守秘義務は契約終了後も同様です。

サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報や、ご家族の個人情報を用いることについて、あらかじめ文書で同意をいただきます。

7. 居宅介護支援事業内容等に関する苦情受け付け

(1) 当事業所では、居宅介護支援および、居宅サービス計画に基づいて提供している各居宅サービスについてのご相談・苦情を承ります。

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき適切に対応いたします。

窓口	電話番号	0866-65-1030
担当	管理者	高橋 尚
受付時間	《営業日の午前9時～午後5時》	
苦情解決責任者	小田 健司	

(2) その他の苦情相談窓口

- | | |
|--|---------------------------------|
| ① 窓口 井原市 介護保険課
電話番号 0866-62-9519 | ② 窓口 芳井振興課
電話番号 0866-72-0110 |
| ③ 窓口 美星振興課
電話番号 0866-87-3111 | |
| ④ 窓口 岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課(介護サービス苦情処理)
電話番号 086-223-8811 | |

8. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な対応をします。お客様に対する居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、事業所が加入している「居宅介護支援事業者賠償責任保険」から支払われる範囲内でその損害を速やかに賠償します。

9. 感染症予防およびまん延防止のための措置

感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、定期的な委員会と研修、訓練を行います。

10. 虐待防止のための措置

虐待防止のための指針を整備し、定期的な委員会と研修を行います。サービス提供中に職員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に報告します。

11. 業務継続計画の作成等について

事業所は正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではない（正当な理由とは、①事業所の現員では対応しきれない場合。②利用申込者の居住地が実施地域外である場合。③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業所にも併せて依頼している場合。）ため、感染症や災害の発生時においてもサービス提供を継続的に実施または早期に再開できるよう、業務継続計画を策定し必要に応じて変更します。定期的に研修や訓練を行い、非常時に備えます。

12. ハラスメント防止のための措置

指針やマニュアルを整備し、被害防止や被害を最小限にする取り組みを行います。

職員に対して利用者本人や家族から著しい迷惑行為（暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど）があった場合、契約を解除させていただきます。

13. 居宅介護支援の終了

（１）利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約できます。

（２）事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の１カ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約できます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

（３）事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約できます。

（４）次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が要支援、または自立と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

14. その他、サービス提供の際の事故やトラブルを避け、円滑なサービス提供のため、次の事項にご留意ください。

（１）職員は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取扱いはできません。

（２）職員に対する贈り物や飲食の提供などの心遣いは、ご遠慮させていただきます。

（３）ペットがいる場合はペットの安全を守るため、職員が安全にサービスを提供するためにもケージや別室での待機等の協力をお願いします。

（４）病院へ入院された場合、井原医師会居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員にご連絡下さい。また、入院先へは井原医師会居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当している旨、お伝えください。病院から、病状や退院の目処などの説明があった場合、担当介護支援専門員にも説明内容を教えてください。退院後の介護サービスが切れ目なく利用できるよう、ご協力をお願いします。

(別紙)

【厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）】

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合、1 月につき

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

② 加算を算定した場合

初回加算	1 月につき	<u>3,000 円</u>
入院時情報連携加算 (I)	1 月につき	<u>2,000 円</u>
入院時情報連携加算 (II)	1 月につき	<u>1,000 円</u>
退院・退所加算 (I) イ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>4,500 円</u>
退院・退所加算 (I) ロ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>6,000 円</u>
退院・退所加算 (II) イ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>6,000 円</u>
退院・退所加算 (II) ロ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>7,500 円</u>
退院・退所加算 (III)	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>9,000 円</u>
通院時連携加算	通院時、医師の診察に同席し情報連携した場合 1 月に 1 回を限度として	<u>500 円</u>